

託送供給等約款 見直しの概要

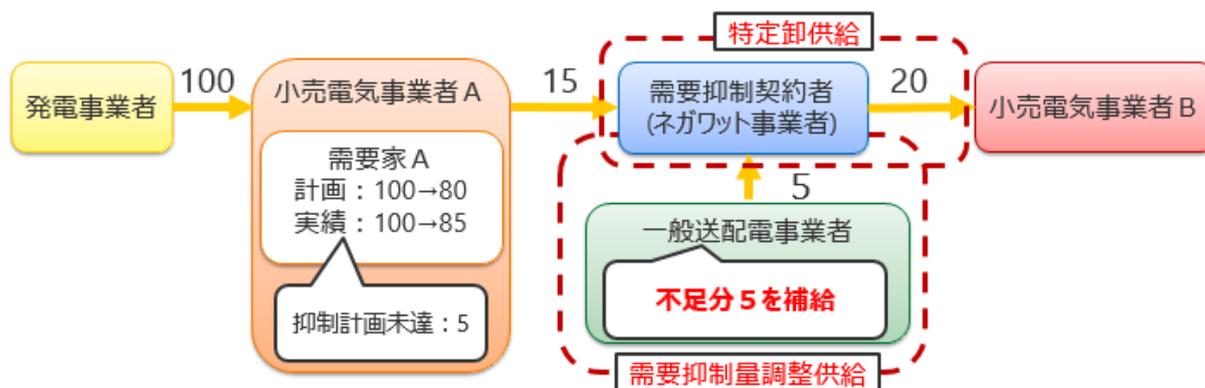
1. 需要抑制量調整供給の新規設定

ネガワット取引については、エネルギー基本計画において、「新しい事業形態を導入しやすい環境整備を実現する」とされており、安定的な取引を確保する目的で、第3弾改正電気事業法において、小売電気事業者が計画どおりのネガワットを調達できるよう、需要抑制の過不足に対し一般送配電事業者がインバランス供給（需要抑制量調整供給）を行うこととされました。

今回申請の託送供給等約款において、需要抑制量調整供給の供給条件（「需要抑制計画の提出期限」、「調整価格（＝インバランス料金）」など）を規定いたします。

【特定卸供給および需要抑制量調整供給のイメージ】

※ネガワットについて、当初、20の計画を設定したものの、需要抑制実績が15となった場合



2. 事業者から提出される発電計画等の不整合が生じた場合の取扱いのルール化

計画値同時同量制度においては、その基準となる各計画（発電計画や需要計画など）間で値が整合していることが前提です。しかし、計画提出期限（実需給の1時間前）時点で各計画が整合しないことが生じ得るため、電力基本政策小委員会において整理された精算方法を、託送供給等約款に反映することとなりました。

以上